

家づくりにお得な優遇制度



今、住まいづくりのチャンスです！

○住宅ローン減税

返済期間 10 年以上のローンを利用して住宅の新築取得または増改築をした場合、**10 年間**、各年末の住宅ローン残高の 1% が所得税から控除されます。（前年分の所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税から控除）

※消費税率引き上げに伴う住宅取得支援策として、**2020 年 12 月までに入居した場合に限り**、控除期間が 3 年間延長され、計 **13 年間の控除** が受けられます。

■一般住宅

居住年	借入金の年末 残高限度額	控除率	最大控除	合計最大 控除
～'21年12月31日	4000万円	1%	40万円	400万円

■長期優良住宅・低炭素住宅

居住年	借入金の年末 残高限度額	控除率	最大控除	合計最大 控除
～'21年12月31日	5000万円	1%	50万円	500万円

■住宅ローン減税の問い合わせ先

国土交通省 住宅税制ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

○住宅ローン「フラット 35S」の金利優遇

「フラット 35S」は省エネルギー性、耐久性、可変性、耐震性、バリアフリー性のいずれかの性能において一定の基準を満たす住宅に利用でき、借入金利が 10 年または 5 年間▲0.25%優遇されます。※「フラット 35S」は、予算金額に達する見込みとなった場合は受付が終了します。

フラット35S
(金利Aプラン)

▲0.25%(当初10年間)

フラット35S
(金利Bプラン)

▲0.25%(当初5年間)

■フラット 35S の性能基準（下記のいずれか 1 つ以上の条件を満たすこと）

	省エネルギー性	耐久性・可変性	耐震性	バリアフリー性
フラット35S (金利Aプラン)	認定低炭素住宅、一次エネルギー消費量等級5、性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）	長期優良住宅	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3	高齢者等配慮対策等級4以上
フラット35S (金利Bプラン)	断熱等性能等級4、または一次エネルギー消費量等級4以上	劣化対策等級3の住宅で、かつ維持管理対策等級2以上	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、または免震建築物	高齢者等配慮対策等級3以上

※2021 年 1 月以降、金利 B プランの省エネルギー性の基準が変更されます。

現 行）断熱等性能等級 4 の住宅**または**一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅

→変更後）断熱等性能等級 4 の住宅**かつ**一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅

■フラット35Sの問い合わせ先

独立行政法人住宅金融支援機構 <http://www.flat35.com/>

お客様コールセンター:0120-0860-35（祝日、年末年始を除く9:00～17:00）